

# 視聴履歴等の取扱いに係る検討について (2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮)

---

平成29年3月13日

事務局

# 視聴履歴取扱指針等で定めることが望まれる事項

## 2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮

### 1. 要配慮個人情報の推知

放送分野ガイドライン改正案(以下、「GL」という。)第34条の要配慮個人情報の推知に関して、次の 、 の事項を明記。

#### 通知・同意取得

放送受信者等から視聴履歴の取扱いに係る同意を得る場合、通知する事項に、要配慮個人情報の推知は行わない旨を含めることが望ましい。【GL第34条関係】

#### (通知例)

- ・ 視聴履歴から、お客様ご自身の思想・信条、病歴等の推知は行いません。

#### 安全管理措置

- 1) 視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じなければならない。【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例1」】

#### (対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、禁止すべき要配慮個人情報の推知に該当する具体例を明示する。

#### < 記載例 >

視聴履歴を解析して分類した思想・信条のカテゴリを、放送受信者等の情報の一部としてデータベースに格納してはならない。

- 2) 視聴履歴を第三者へ提供する場合は、その契約の条件として、当該第三者が契約時の目的外の利用を禁じること及び安全管理措置を講じることについて、規定しなければならない。【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例3」】
- 3) 視聴履歴の取扱いに関して、放送受信者等に、要配慮個人情報の推知に対する不信を抱かれるような行為を抑止するよう努めることが望ましい。

#### (対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、要配慮個人情報の推知に係る不適切な行為に該当する可能性のある具体例を明記して注意喚起をする。

#### < 記載例 >

あらかじめ視聴履歴の利用目的の一つにDM送付を含めて同意を取得していたとしても、ガン治療に関する番組を視聴した視聴者に対して、ガン治療の専門機関のDMを送ることは、視聴者の不信を招く場合もあるので、病歴の推知は行っていないことの説明を加える等、注意が必要である。

### 2. テレビを世帯で共有している場合の配慮

テレビを世帯で共有している場合の配慮として、次の～の事項を明記。

世帯構成員への周知(再掲)

放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。【GL第35条第1項】

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

同意の主体

視聴履歴の取扱いに係る同意は、契約者等の個人情報の本人から取得しなければならない。【GL第35条第1項】

同意の撤回

視聴履歴に係る同意の撤回は、契約者等の個人情報の本人から受け付けることが望ましい。視聴履歴に係る同意の撤回を、本人以外の世帯構成員から受け付ける場合は、本人から同意を得ていることを確認しなければならない。【GL第35条第3項】

開示請求

視聴履歴に係る開示請求は、世帯構成員のプライバシー侵害の可能性のあることから、世帯構成員の了解を得たものであるか確認することが望ましい。【GL第21条第1項関連】

世帯でテレビを複数台所有している場合

同一世帯において複数台のテレビを視聴している場合、視聴履歴の取扱いに係る同意の取得及び同意の撤回への対処は、テレビ毎に行えるようにすることが望ましい。【GL第35条第1項関連】

同意の撤回は、それが、特定のテレビに対してのみのものか、世帯で所有する全てのテレビに対してのものか放送受信者等が判別できるように配慮することが望ましい。【GL第35条第1項関連】

### 3. 保存期間等

保存期間に関して、次の、の事項を明記。

あらかじめ視聴履歴の利用目的を特定し、その達成に必要な範囲内の保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、遅滞なく消去するよう努めなければならない。【GL第10条】

放送受信者等が視聴履歴に係る同意を撤回した場合は、撤回前に取得していた視聴履歴を、課金、統計作成、匿名加工情報の作成を利用目的とする場合を除いて、消去するよう努めなければならない。【GL第10条関連】